



やすぎ

安来市

くらしのガイド

 防災・救急 

 ぐらしの相談
手続き届出 

 税金 

 国民健康保険
後期高齢者医療 

 国民年金 



 環境・衛生
上下水道 



 結婚・出産
子育て 

 介護・福祉 

 健康・医療 

 産業・農業 

 学校教育
生涯教育
スポーツ 

 住宅・生活
まちづくり 

 市議会
広報広報など 





災害への備え

いつ発生するか分からない災害の被害を最小限に抑えるためには、家庭や地域での日頃からの備えがとても大切です。いざという時に適切な行動を取るために、今のうちにできることから始めましょう。



避難情報と取るべき行動

避難情報を発令する場合、警戒レベルもあわせて伝達することとなりますので、警戒レベルに応じた行動をとるよう心がけてください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/anzen/bousai/keikaireberu.html>



やすぎ市民防災マップ

洪水や土砂災害の想定区域を示しているほか、避難所や以前に災害が発生した箇所などを掲載しています。いざという時に備えて、あらかじめ自宅や職場周辺など、地域の危険箇所を確認しておきましょう。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/anzen/bousai/newbousaimap.html>



自主防災組織育成事業補助金

自主防災組織等に対し、地域防災力向上のための費用を助成しています。(防災資機材整備事業、防災訓練等事業および指導者育成事業)地域防災力向上のため助成制度をぜひご利用ください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/anzen/bousai/jishubousai.html>



避難所

【指定避難所】災害発生時に、被災者が一定期間滞在することができる施設のことです。

【指定緊急避難場所】災害が発生するおそれがある時や災害発生時に、緊急的に避難する施設等のことです。

【福祉避難所】一般の避難所では避難生活を送ることが困難な高齢者や障がい者等が避難するための施設です。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/anzen/bousai/hinanjo.html>



防災課(安来庁舎) ☎23-3074

119番のかけ方

119番通報要領

火事・救急・救助などの災害は119番へ通報しましょう!!

通報するときは、ゆっくり・落ち着いて・詳しく説明しましょう!

《伝えること》

- 1.火事か、救急か、救助か
- 2.場所、目標となるものを
- 3.火事であれば何が燃えているか、救急・救助であれば事故の内容、病人、けが人の状態

〈詳細はホームページをご覧ください〉

https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/anzen/shobo/tsuho_no119/



通信指令課(消防本部) ☎23-3421

救急講習のお知らせ

救急講習について

いざという時のために、ご家族、仕事場、地域の仲間と応急手当の講習を受講してみませんか?

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/anzen/shobo/kyukyu/>



救急講習受講申請書

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/anzen/shobo/shinsei/yoshiki-keibo.html>



警防課(消防本部) ☎23-3409





住所変更などの手続き

転入・転出・転居(住所を変更する)

新しい住所を確認の上、届出をお願いします。
住所変更に伴うお手続きがある場合があります。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/shinsei/todokede/tenkyo.html>



世帯変更等

事前に世帯員の方と相談の上、届出をお願いします。
世帯構成の変更に伴うお手続きがある場合があります。



市民課(安来庁舎) ☎23-3083

受付窓口／市民課(安来庁舎)
広瀬地域センター(広瀬庁舎)
伯太地域センター(伯太庁舎)

戸籍に関する届出

戸籍は日本国民の親族的な身分関係を登録し公証する公簿です。夜間・休日にも届け出ることが可能です。

届出には添付書類等が必要な場合があります。
また、届出に伴うお手続きがある場合があります。
詳しくは市民課にお問い合わせください。

出生届

生まれた日から14日以内に届け出をしてください。
医師の出生証明が必要です。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/shinsei/todokede/konin-shussei.html>



婚姻届

成年2人の証人の署名が必要です。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/shinsei/todokede/konin-shussei.html>



転籍届

筆頭者と配偶者の自筆の署名が必要です。
戸籍謄本が必要な場合があります。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/shinsei/todokede/tenseki.html>



離婚届

調停・審判・判決離婚では確定を知った日から10日以内に申立て人が届け出なければなりません。
協議離婚は当事者自筆の署名及び成年の2人の証人の署名が必要です。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/shinsei/todokede/rikon.html>



死亡届

死亡された日から7日以内に届け出てください。
原則的に死亡後24時間を経過しなければ、火葬することができません。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/shinsei/todokede/shibou.html>



その他の届出

上記の手続き以外には養子縁組届、入籍届、認知届、氏名の変更などがあります。



市民課(安来庁舎) ☎23-3080

受付窓口／市民課(安来庁舎)
広瀬地域センター(広瀬庁舎)
伯太地域センター(伯太庁舎)

斎場(独松山霊苑)

利用時間は午前9時から午後5時まで。
予約受付は市民課にて承ります。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/sumai/saijo/saijo.html>



市民課(安来庁舎) ☎23-3083

受付窓口／市民課(安来庁舎)
広瀬地域センター(広瀬庁舎)
伯太地域センター(伯太庁舎)

各証明書の交付

窓口では申請に来られた方の本人確認を行います。
マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などの本人確認できるものをお持ちください。
印鑑登録証明書の交付については、印鑑登録証も必要です。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/shinsei/shomei/>



市民課(安来庁舎) ☎23-3083

戸籍、住民票、印鑑登録証明書など。(平日8:30から17:15まで)

広瀬地域センター(広瀬庁舎) ☎23-3200

伯太地域センター(伯太庁舎) ☎23-3300

戸籍、住民票、印鑑登録証明書、税証明など。(平日8:30から17:15まで)

布部出張所 ☎36-0001 比田出張所 ☎34-0001 山佐出張所 ☎35-0129

住民票、印鑑証明書の交付。戸籍等は取次のみ。

窓口手数料

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/shinsei/shomei/tesuryo.html>



市民課(安来庁舎) ☎23-3083



マイナンバー(個人番号)カードの申請・受付

マイナンバーカードは個人番号が記載され、ICチップを搭載したセキュリティの高いカードです。顔写真付きの公的な身分証明書として利用できます。

申請・交付について

入院等で本人の来庁が困難な場合は事前に市民課にお問い合わせください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/shinsei/mynumber/mynumbercard-shinsei.html>



お問い合わせ

市民課(安来庁舎) ☎23-3083

受付窓口 / 市民課(安来庁舎)
広瀬地域センター(広瀬庁舎)
伯太地域センター(伯太庁舎)



旅券(パスポート)の申請・受領

安来市に住民登録している人は、安来市役所で旅券(パスポート)の申請ができます。パスポートセンターでの申請・受領は原則できませんのでご注意ください。

なお、緊急の場合には島根県パスポートセンターまでお問い合わせください。

旅券の申請

申請書は市民課・各地域センターに設置されているほか、外務省HPからも様式のダウンロードが可能です。申請は市民課窓口でのみ受け付けております。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/shinsei/passport/passport.html>



旅券の受領

手数料と申請時にお渡しした受理票をお持ちください。受領は必ず本人がお越しください。夫婦間の未成年の子については、親権者を定めてください。

お問い合わせ

市民課(安来庁舎) ☎23-3092

印鑑登録・印鑑証明

印鑑登録はお手持ちの印鑑をあなた個人のものとして、公に立証するために登録することをいいます。この登録された印鑑を実印といい、不動産売買や保証人などに必要とされ、個人の財産や権利を守る大切なものです。

印鑑登録

安来市内に住民登録をしている15歳以上の方のみ登録が可能です。

登録印と公的機関の発行した顔写真付き証明書(運転免許証・マイナンバーカード等)が必要です。

※代理人又は成年被後見人が登録する場合は市民課にお問い合わせください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/shinsei/shomei/inkan-toroku.html>



印鑑証明

窓口での請求は印鑑登録証と本人確認書類が必要になります。

お問い合わせ

市民課(安来庁舎) ☎23-3083

広瀬地域センター(広瀬庁舎) ☎23-3200

伯太地域センター(伯太庁舎) ☎23-3300

住民票などの証明書をコンビニで発行

コンビニに設置されているマルチコピー機から、住民票の写し等の証明書が取得できます。

利用方法

コンビニ交付サービスを利用するためには、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)が必要です。

取得できる証明書・利用時間

- ・住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書、所得証明書(6時30分~23時00分)
- ・戸籍証明書(戸籍謄本・抄本)、戸籍の附票の写し(8時30分~17時15分(平日)、9時00分~16時00分(土・日・祝))

手数料

窓口と同額

注意事項

- ・証明できる内容は、最新事項のものに限られます。
- ・マイナンバーや住民票コード入りの住民票の写しは、コンビニの端末からは交付できません。

お問い合わせ

市民課(安来庁舎) ☎23-3083



税金



市税

市税の種類

個人住民税(市県民税)、法人市民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、国民健康保険税、固定資産税

税率、納期

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/zeikin/shurui.html>



税務課市民税係(安来庁舎) ☎23-3040

税務課固定資産税係(安来庁舎) ☎23-3051

県税

県税の種類

県民税、事業税、自動車税、狩猟税 外

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/syurui/>



島根県東部県民センター ☎0852-32-5626

国税

国税の種類

所得税、相続税、贈与税、消費税 外

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/index.htm>



松江税務署 ☎0852-21-7711

市税の減額・免除

一定の要件に該当する場合は減免や軽減を受けることができます。

軽自動車税

減免要件

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/zeikin/keijidosha/genmen.html>



税務課市民税係(安来庁舎) ☎23-3040

固定資産税

軽減措置

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/zeikin/koteishisan/keigensochi.html>



税務課固定資産税係(安来庁舎) ☎23-3051

国民健康保険税

被災された方、失業・倒産等により納付が困難となった方は、申請により減免となる場合があります。なお、被災の内容により、手続きや適用基準等が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。



税務課市民税係(安来庁舎) ☎23-3040

市税の納税について

口座振替

口座振替が可能な科目、金融機関

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/zeikin/nozei/kozafurikae.html>



税務課収納係(安来庁舎) ☎23-3043

滞納

督促手数料、延滞金

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/zeikin/nozei/taimo-entai.html>



税務課収納係(安来庁舎) ☎23-3043

市税の証明や公簿の閲覧

課税・所得証明書、納税証明書、資産証明書、登録・廃車証明書、営業証明書等

証明書の種類、手数料、郵送申請方法

〈詳細はホームページをご覧ください〉

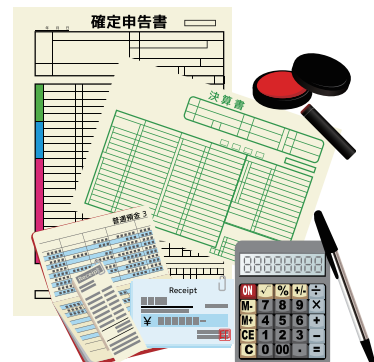
<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/zeikin/shomei.html>



税務課市民税係(安来庁舎) ☎23-3040

税務課収納係(安来庁舎) ☎23-3043

税務課固定資産税係(安来庁舎) ☎23-3051





国民健康保険

病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかれるよう、経済的な負担をお互いに助け合う、職域保険と同様な地域保険の医療保障制度です。国内では、国民皆保険制度としていずれかの医療保険に加入することになります。

国民健康保険への届け出

医療保険の変更により国保へ加入等される場合は、14日以内に届け出てください。

【注意】ホームページ記載の必要書類等に加え、世帯主および対象者のマイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード等)および、来庁者のご本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等)をお持ちください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/kokuho/todoke.html>



保険年金課(安来庁舎) ☎23-3087

被保険者証

国保の被保険者であるという証明書であり、受診の際、医療機関窓口へ提示します。毎年8月に更新されます。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/kokuho/hihokenshasho.html>



保険年金課(安来庁舎) ☎23-3087

保険税

相互扶助の観点から、国保加入の方に納めていただく税金です。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/kokuho/hokenzei.html>



税務課(安来庁舎) ☎23-3040

特定健康診査・特定保健指導

国保加入の方で、40歳から74歳までの方を対象とした健康診査等です。対象の方へは受診券を送付します。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/kenshin/tokutei.html>



いきいき健康課(健康福祉センター) ☎23-3220

国保の給付

被保険者が医療機関で受診される場合などに、以下の給付があります。

- ①療養の給付 ②入院した時の食事代等
- ③出産育児一時金 ④葬祭費
- ⑤療養費 ⑥高額療養費
- ⑦高額療養費の高額介護合算制度

※給付の詳細については、お問い合わせください。また、年齢、世帯の収入等により、受けられる給付が異なります。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/kokuho/kyufu.html>



保険年金課(安来庁舎) ☎23-3087

後期高齢者医療

75歳以上の方と65歳以上75歳未満の一定の障がいがある方で、申請により広域連合の認定を受けた方が後期高齢者医療の対象となります。

後期高齢者医療制度の届け出

【注意】必要書類等に加え、対象者のマイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード等)および、来庁者のご本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等)をお持ちください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/kokikoreisha/iryoseido.html>



保険年金課(安来庁舎) ☎23-3085

被保険者証

受診の際、医療機関窓口へ提示します。毎年8月に更新されます。



保険年金課(安来庁舎) ☎23-3085

保険料

個人ごとに計算され、被保険者一人ひとりが、負担能力(所得)に応じて公平に納めます。



保険年金課(安来庁舎) ☎23-3085

健康診査

加入の方を対象とした健診です。対象の方へは、受診券を送付します。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/kenshin/kouki.html>



いきいき健康課(健康福祉センター) ☎23-3220



制度の給付

被保険者が医療機関等で受診される場合などに、以下の給付があります。

- ①療養の給付
- ②入院した時の食事代等
- ③葬祭費
- ④療養費
- ⑤高額療養費
- ⑥高額療養費の高額介護合算制度

※給付の詳細については、お問い合わせください。また、年齢、世帯の収入等により、受けられる給付が異なります。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/kokikoreisha/iryoseido.html>



お問い合わせ 保険年金課(安来庁舎) ☎23-3085



国民年金



国民年金

国民年金は社会全体が助け合って、安心とゆとりある老後の生活を保障するために設けられ、国が責任を持って運営する制度です。

国民年金に加入する方

日本国内に住所のある20歳から59歳の方は、国民年金に必ず加入しなければなりません。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/nenkin/kokuhiko.html>



国民年金に関する手続き

該当する人は届け出が必要ですので、基礎年金番号がわかるもの、またはマイナンバーカードをお持ちの上で保険年金課、広瀬・伯太地域センターで手続きをお願いします。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/nenkin/un60.html>



受けられる年金

すべての年金は受けられる資格があっても本人の申請がなければ支給されませんので、忘れずに請求の手続きを行ってください。年金を受け取っている人で一定の条件を満たす人は、年金生活者支援給付金を受給することができます。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/nenkin/uke.html>



お問い合わせ 保険年金課(安来庁舎) ☎23-3086

納付が困難な方

国民年金の保険料免除制度により、経済的な理由による保険料の免除や、学生を対象とした保険料納付の猶予、50歳未満の方には納付猶予制度などが適用される場合があります。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/nenkin/menjo.html>



年金の相談・年金生活者支援給付金のお問い合わせについて

■窓口での相談

松江年金事務所

☎0852-23-9540

〒690-8511 松江市東朝日町107

(平日8:30 ~ 17:15)

■電話での相談

年金ダイヤル ☎0570-05-1165

(月8:30 ~ 19:00、火~金8:30 ~ 17:15、

第2土曜9:30 ~ 16:00)

■インターネット

日本年金機構ホームページ

(<https://www.nenkin.go.jp/>)



お問い合わせ 保険年金課(安来庁舎) ☎23-3086





ごみの分別と処理

ごみの分け方、出し方は、各戸配布した「安来市分別の手引き」をご確認ください。

スプレー缶などの分別収集方法の変更について

平成31年4月1日からスプレー缶、ガス缶、ガスライターの分別収集方法を変更しました。スプレー缶などは必ず使い切って、中身の見える別袋に入れてから埋立ごみと一緒に収集指定袋に入れて出してください。穴あけは不要です。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/gomi/gomi-recycle/spraycan.html>



安来市廃棄物集積場設置整備費補助金

分別収集による再資源化の促進と収集業務の円滑化および環境美化を図るため、自治会が設置および整備する廃棄物集積場に要する経費の一部を助成します。補助金の詳細につきましては、ホームページをご確認ください。お問い合わせください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/gomi/hojo/shuseki-hojo.html>



市の処理施設への搬入

- 内容 市の処理施設へ、自ら直接搬入します。
- 申込み方法 市の処理施設へ事前に電話をして、搬入する日時を連絡をします。(分別の手引き参照)
- 処理手数料 100kgまで410円(100kgを超える場合は、50kgごとに210円を加算)

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/gomi/shisetsu/hannyu.html>



市の許可業者へ依頼

- 内容 市の許可業者に自宅まで収集に来てもらい、処理を依頼します。
- 申込み方法 市の許可業者に直接申込みます。(分別の手引き参照)
- 処理手数料 市の許可業者にお問い合わせください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/gomi/gomi-recycle/tebiki.html>



お問い合わせ

環境政策課(安来庁舎) ☎23-3100



粗大ごみ(大型ごみ)の処理について

自転車やふとんなど、収集指定袋(市のごみ袋)に入らない大きなごみは、次のいずれかの方法で処理することができます。

粗大ごみ収集の申込み

1回につき3個、年度内(4月~翌2月)2回まで収集の申込みができます。申込み方法や収集手数料につきましては、分別の手引き、ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/gomi/gomi-recycle/sodaigomi-moshikomi.html>

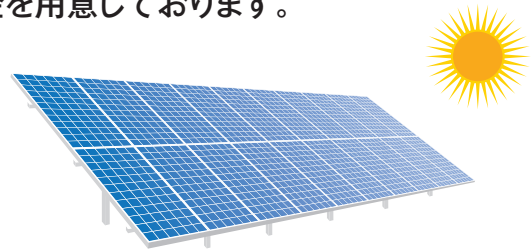


お問い合わせ

環境政策課(安来庁舎) ☎23-3100

自然・環境保全

ゴミの投棄は、周辺の方々への迷惑、生態系への影響を及ぼすほか、投棄した本人も法律により罰せられます。市民みんなできれいな街を守りましょう。また、安来市では地球温暖化対策として下記の補助金を用意しております。



安来市太陽光発電システム等設置費補助金

太陽光発電システム及び蓄電池設備の設置費用の一部を補助します。補助金の詳細につきましては、ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/gomi/hojo/taiyo-hojo.html>



安来市太陽熱利用設備設置費補助金

太陽熱利用設備(ソーラーシステム)の設置費用の一部を補助します。補助金の内容につきましては、ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/gomi/hojo/taiyonetsu-hojo.html>



お問い合わせ

環境政策課(安来庁舎) ☎23-3100



狂犬病予防について

狂犬病予防法第4条および第5条により、生後91日以上の子犬の飼い主は犬の登録や年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

次の場合は、登録・登録変更等の届出を行ってください。

- 犬を飼い始めたとき
- 住所の変更など、登録事項の届出が生じたとき
- 犬が亡くなったとき

鑑札・注射済票について

飼い犬の登録をした場合に交付される鑑札、狂犬病予防注射を接種した場合に交付される注射済票は、犬に装着させることが法律で義務付けられています。また迷子札にもなりますので必ず装着させてください。

鑑札・注射済票の交付については、環境政策課窓口のほか、市内の動物病院でも行うことができます。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/gomi/pet/pet.html>



環境政策課(安来庁舎) ☎23-3100

墓地に関する手続き

墓地をつくる時、改葬するとき、廃止するとき「墓地、埋葬等に関する法律」により市町村長の許可が必要です。改葬などをお考えの場合は事前に環境政策課までお問い合わせください。

改葬とは

埋葬・埋蔵されている遺骨を他の墓地や霊園に移すことを「改葬」といいます。

現在、安来市内の墓地等に埋葬・埋蔵されている遺骨を改葬するときは、安来市長から「改葬許可証」の交付を受け、改葬先の墓地等の管理者に提出する必要があります。

また、市外の墓地等から、安来市内の墓地等に改葬するときは、現在埋葬されている墓地等のある市区町村から改葬許可証の交付を受けたいうえで、改葬を行ってください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/sumai/saijo/bochi-tetsuzuki.html>



環境政策課(安来庁舎) ☎23-3100

上下水道

上下水道料金の請求

○安来市では、水道料金と下水道使用料を合わせて、2ヶ月ごとに請求します。納入期限は、請求月の末日です。口座振替日も請求月の末日となります。

末日が土日祝祭日の場合は次の営業日となります。

○地区によって奇数月請求と偶数月請求があり、納付書払いの方は、その月の20日頃に納付書を発送します。

○検針は、請求月の前月20日頃から末日の間に行います。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/machizukuri/jogesuido/josuido/faq.html>



水道管理課(伯太庁舎) ☎23-2020

上下水道料金のお支払い

○お支払いの方法は

①口座振替

②納入通知書

※納入期限を過ぎると、コンビニ、スマホ決済サービスでのお支払いはできません。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/machizukuri/jogesuido/josuido/faq.html>



水道管理課(伯太庁舎) ☎23-2020

上下水道料金の口座振替の手続きについて

手続きはご希望の金融機関の窓口で、「安来市税等口座振替納付依頼書(届出書)」を記入のうえ金融機関の窓口へ提出してください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/machizukuri/jogesuido/josuido/faq.html>



水道管理課(伯太庁舎) ☎23-2020

上下水道の工事

水道施設の新設・改造・修理・撤去、下水道の排水設備工事・水洗化工事は市の指定工事店以外では施工できません。指定工事店が分からないときはお問い合わせください。

〈上水道: 詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/shigoto/jogesuidou/josuido/>



水道工務課(伯太庁舎) ☎23-2021

〈下水道: 詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/machizukuri/jogesuido/gesuido/haisui-kojiten.html>



下水道課(伯太庁舎) ☎23-3370



安来市浄化槽設置整備事業補助金

安来市生活排水処理施設整備基本計画に定める集合処理区域外の地域および計画区域内であって7年以上整備が見込まれない地域での浄化槽設置者に補助します。限度額は浄化槽の人槽に応じます。詳しくは下水道課へお問い合わせください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/machizukuri/jogesuido/gesuido/hojokin.html>



下水道課(伯太庁舎) ☎23-3370

水道管の凍結に注意してください

凍結を防ぐには、露出している水道管や蛇口に保温材を取り付け保温材が濡れないよう、ビニールテープなどを下の方から巻き上げてください。また、家を空けるときは水道メーターボックス内にある止水栓を閉めておきましょう。凍結して水が出なくなったときは蛇口を開き、凍った部分にタオルをかけ、蛇口の方からぬるま湯を、ゆっくりとかけてください(熱湯は、破裂やひび割れにつながる恐れがあります)。

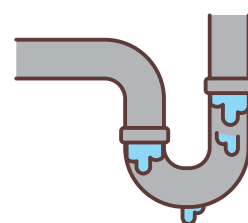
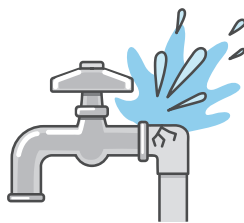
水道管が破裂、ひび割れしたときは、メーターボックス内の止水栓を閉めて、安来市指定給水装置工事業者または水道管理課へ連絡してください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/machizukuri/jogesuido/josuido/toketsu.html>



水道管理課(伯太庁舎) ☎23-2020



こんなときは連絡を

引っ越しなどにより、上下水道の使用を開始するときや中止するときは3~4日前までに水道管理課へ連絡してください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/machizukuri/jogesuido/josuido/faq.html>



こんなときどうしよう(水道について)

◎水道の使用者等の変更があるときにはどうするの?

◎水道管理課までご連絡ください。併せて引落口座の変更が必要な場合は、金融機関への届出が必要となります。

◎夜中・休日に水道のトラブルが発生しました。どこに連絡したらいいの?

◎まず、水道の元栓を閉め、お付き合いのある安来市指定給水装置工事業者もしくは水道管理課にご連絡ください。

◎漏水した場合に上下水道料金の減免ってありますか?

◎漏水箇所により減免できる場合があります。詳しくは水道管理課までご連絡ください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/machizukuri/jogesuido/josuido/faq.html>



水道管理課(伯太庁舎) ☎23-2020



放課後児童クラブ

小学校の放課後や長期休業中に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に放課後児童クラブを設置しています。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/shien/jido-club.html>



教育総務課(安来中央交流センター)
☎23-3140

子ども医療とは

子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進し、お子様の医療費(保険診療によるもの)を助成する制度です。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/shien/nyu-yo-iryu.html>



保険年金課(安来庁舎) ☎23-3087



妊娠の届出

妊娠の届出をし、母子健康手帳の交付を受けましょう。

■手続きに必要なもの 印鑑、分娩予定日がわかる証明書(医療機関で発行)、マイナンバーがわかるもの、身分証明書

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/ninshin/todoke.html>



お問い合わせ 子ども未来課(健康福祉センター) ☎23-3222

子育てに関するサービス等

ファミリー・サポート・センター

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/shien/family-support.html>



お問い合わせ やすぎファミリー・サポート・センター(安来市親子交流センター内) ☎23-7050 (電話・ファックス)

つどいの広場

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/shien/tsudoi.html>



お問い合わせ つどいの広場(安来市親子交流センター内) ☎23-7050 (電話・ファックス)

マタニティ教室(はつらつマタニティルーム)

お母さん、お父さんが安心して赤ちゃんを迎えられるように、安来市では保健師、助産師等による妊娠、出産、育児、栄養等に関する教室を開いています。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/shien/kenshin-kyoshitsu.html>



お問い合わせ 子ども未来課(健康福祉センター) ☎23-3222

妊婦歯科検診

妊娠中、出産後は女性ホルモンの分泌の変化や食事回数の増加などから虫歯や歯周病になりやすく、進行しやすい時期ですので、歯科検診を受けましょう。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/shien/kenshin-kyoshitsu.html>



お問い合わせ 子ども未来課(健康福祉センター) ☎23-3222

乳児健診

4ヶ月児健康診査、9ヶ月児健康診査を実施しています。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/shien/kenshin-kyoshitsu.html>



お問い合わせ 子ども未来課(健康福祉センター) ☎23-3222

幼児健診

1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査を実施しています。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/shien/kenshin-kyoshitsu.html>



お問い合わせ 子ども未来課(健康福祉センター) ☎23-3222

離乳食教室

生後5ヶ月前後から11ヶ月のお子さんとその保護者を対象に、離乳食を始める時のポイントやすすめ方についての教室を開催しています。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/shien/kenshin-kyoshitsu.html>



お問い合わせ 子ども未来課(健康福祉センター) ☎23-3222

はじめての子育て教室

初めてお母さんになられた方を対象に参加型プログラム「はじめての子育て教室」を開催しています。

お問い合わせ 子ども未来課(健康福祉センター) ☎23-3222

しまね子育て応援パスポート「Coccolo(こっころ)」

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/shien/coccolo.html>



お問い合わせ 子ども未来課(健康福祉センター) ☎23-3209





子育ての相談窓口

子育て支援センター

〈支援について:詳細はホームページをご覧ください〉
<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/shien/shien.html>



〈相談について:詳細はホームページをご覧ください〉
<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/shien/kosodate-sodan.html>



子ども家庭相談窓口

〈詳細はホームページをご覧ください〉
<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/shien/katei-sodan.html>



お問い合わせ 子ども未来課(健康福祉センター) ☎23-3209

保育所・認定こども園

保護者が仕事や病気、出産、介護などで、家庭での保育ができない2号、3号認定のお子さんを保育所(園)・認定こども園へ預けることができます。また、認定こども園は保育を必要とせず、教育を希望する1号認定のお子さんもご利用いただけます。

〈詳細はホームページをご覧ください〉
<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/hoiku/hoikusho-kodomoen.html>



お問い合わせ 子ども未来課(健康福祉センター) ☎23-3213

幼稚園

保育を必要とせず、教育を希望する1号認定のお子さんにご利用いただけます。

〈詳細はホームページをご覧ください〉
<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/hoiku/yochien.html>



お問い合わせ 子ども未来課(健康福祉センター) ☎23-3213

保育サービス

一部の保育所(園)、こども園では一時預かり、病児・病後児保育などの保育サービスを実施しています。

〈詳細はホームページをご覧ください〉
<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/hoiku/hoikusho-kodomoen.html>



お問い合わせ 子ども未来課(健康福祉センター) ☎23-3213

児童手当・特例給付

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校3年生まで支給される手当です。(所得制限あり)。

〈詳細はホームページをご覧ください〉
<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/teate/jido-teate.html>



お問い合わせ 福祉課(健康福祉センター) ☎23-3211
受付窓口/市民課(安来庁舎)
福祉課(健康福祉センター)
伯太地域センター(伯太庁舎)

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と児童の健やかな成長を願って支給される手当です(所得制限あり)。

〈詳細はホームページをご覧ください〉
<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/teate/jido-fuyo.html>



お問い合わせ 福祉課(健康福祉センター) ☎23-3211
受付窓口/福祉課(健康福祉センター)でのみ手続きが可能です

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

次のような貸付制度があります。

- 子供を修学させるのに必要な資金
- 技術の習得や療養中またはひとり親家庭になって間もない等の生活維持のための生活資金
- 医療または介護を受けるために必要な医療介護資金
- 住宅の補修等に必要な住宅資金

〈詳細はホームページをご覧ください〉
<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/teate/boshi-fushi-kafu.html>



お問い合わせ 福祉課(健康福祉センター) ☎23-3248



介護保険

介護保険とは40歳以上の方が被保険者となって介護保険料を納め、要介護や要支援の状況となったときに、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスが利用できる、支えあいの制度です。

被保険者

- 第1号被保険者
市内に住んでいる65歳以上の方
- 第2号被保険者
市内に住んでいる40歳～64歳の方で医療保険加入者

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/kaigohoken/shikaku.html>



介護保険課(健康福祉センター2階)
☎23-3290

介護保険被保険者証

要介護認定を受けた方と65歳以上の方に交付します。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/kaigohoken/shikaku.html>



介護保険課(健康福祉センター2階)
☎23-3290

保険料

- 第1号被保険者
所得や世帯の市民税課税状況によって11段階の保険料に分かれています。
- 第2号被保険者
国民健康保険の方は所得や介護保険対象者の人数によって決まります。職場の健康保険の方は、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/kaigohoken/shikaku.html>



介護保険課(健康福祉センター2階)
☎23-3293

保険料の納め方

- 第1号被保険者
年金が年額18万円以上の方は、原則年金から差し引かれます。それ以外の方は、納付書または口座振替で個別に納めます。
- 第2号被保険者
医療保険分と介護保険分を合わせて納めます。国民健康保険の方は、世帯主が納めます。職場の保険の方は、給与から差し引かれます。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/kaigohoken/shikaku.html>



介護保険課(健康福祉センター2階)
☎23-3293

介護保険のサービスを利用するには

市の要介護認定が必要です。

65歳以上で日常生活において介護が必要な方、40歳から64歳で老化等に伴う特定の病気で介護や支援が必要な方は、本人または家族が申請を行ってください。なお、認定後、サービスの利用については、居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)にご相談ください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/kaigohoken/nintei.html>



介護保険課(健康福祉センター2階)
☎23-3290

在宅サービス(在宅介護を中心にしたサービス)

■自宅で利用

- 訪問介護 ○訪問看護 ○訪問入浴介護
- 訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/kaigohoken/nintei.html>



■出かけて利用

- 通所介護(デイサービス)
- 通所リハビリテーション(デイケア)
- 短期入所生活介護(介護施設のショートステイ)
- 短期入所療養介護(医療型のショートステイ)

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/kaigohoken/nintei.html>



■その他

- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 小規模多機能型居宅介護
- 特定施設入所者生活介護
- 福祉用具貸与
- 福祉用具購入費の支給
- 住宅改修費の支給

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/kaigohoken/nintei.html>



介護保険課(健康福祉センター2階)
☎23-3290

施設サービス(施設に入所するサービス)

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/kaigohoken/shisetsu.html>



介護保険課(健康福祉センター2階)
☎23-3290



介護予防・高齢者福祉サービス

高齢者の方に関する総合相談事業

○窓口

安来市地域包括支援センター…32-9110
安来市地域包括支援センターやすぎ(サブセンター)
…27-7100

安来市地域包括支援センターはくた(サブセンター)
…37-1540

在宅介護支援センターケアプランやすぎ…22-0500
しらすぎ苑在宅介護支援センター…28-8580
在宅介護支援センターひろせ…32-9280

健康づくり(介護予防事業)

65歳以上の方で、介護認定を受けていない方の介護予防事業については介護保険課へお尋ねください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/kenkozukuri/>



介護保険課(健康福祉センター2階)

☎23-3290

成年後見制度の利用相談

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない方(本人)の日常生活や財産、権利を法的に守り支援する制度です。

成年後見制度では、本人の判断能力の状況に応じて、本人に合った後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が家庭裁判所により決定されます。後見人等は、本人の利益を考えながら、生活費のやりくりやお金や財産の保全、福祉や介護のサービス利用契約、入退院の手続きなどの支援を本人の希望や意向を伺いながら行います。

安来市権利擁護センター

成年後見制度が身近なものとなるよう、相談窓口を設け、制度の利用や手続きに関する相談など行うほか、後見人等の支援を実施します。



安来市権利擁護センター
(安来市社会福祉協議会) ☎37-1432

生活保護

生活の困窮の程度に応じて等しく最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的として、必要に応じた各種扶助を行います。



福祉課(健康福祉センター) ☎23-3210

生活困窮者支援

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方などに対して、給付や貸付等の相談支援を行います。



安来市社会福祉協議会 ☎23-1855

各種手帳の交付

障がいの程度・区分に応じて申請をすることで、各種手帳が交付されます。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に掲げる身体上の障がいがあり、県知事指定の医師の診断書を基に認定された方に交付されます。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/techo-kofu.html>



福祉課(健康福祉センター) ☎23-3216

療育手帳

児童相談所等で知的な障がいがあると判定された方に交付されます。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/techo-kofu.html>



福祉課(健康福祉センター) ☎23-3216

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方で、長期にわたり日常生活または社会生活に制限を受ける状態にある方に交付されます。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/techo-kofu.html>



福祉課(健康福祉センター) ☎23-3216



障がいのある人への各種手当

障がいのある方や、障がい児を療育する家族の方に対して各種手当が支給されます。それぞれ所得制限があります。また、施設入所者は対象外ですのでご注意ください。

特別障害者手当

20歳以上の在宅の方で、一定基準以上の障がいがあるため日常生活において常に特別の介護を要する方に支給します。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/teate-nenkin.html>



福祉課(健康福祉センター) ☎23-3216

障害児福祉手当

20歳未満の在宅の方で、一定基準以上の障がいがあるため日常生活において常に介護を要する方に支給します。(障害年金を受けている場合は受給できません。)

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/teate-nenkin.html>



福祉課(健康福祉センター) ☎23-3216

特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で監護している人に支給します。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/teate-nenkin.html>



福祉課(健康福祉センター) ☎23-3216

障がいのある人への医療費助成

更生医療

身体障害者手帳で認定された障がいを軽減・改善するために行う治療・手術などにかかる医療費の一部を公費負担します。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/iryohi-josei.html>



福祉課(健康福祉センター) ☎23-3216

育成医療

身体に障がいのある児童(18歳未満)が、障がいを軽減・改善するために行う治療・手術などにかかる医療費の一部を公費負担します。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/iryohi-josei.html>



福祉課(健康福祉センター) ☎23-3216

精神通院医療

精神疾患で病院や診療所に通院する際にかかった医療費の一部を公費負担します。

障害者手帳の有無は問いません。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/iryohi-josei.html>



福祉課(健康福祉センター) ☎23-3216

精神障がい者通院医療費助成

精神通院医療の自己負担上限額の範囲以内において、低所得の方の自己負担額の一部を助成します。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/download/seishin.html>



福祉課(健康福祉センター) ☎23-3216

障がいのある人を対象とした減免、割引制度

手帳の等級や障がいの種別によって利用できるサービスが異なりますのでご注意ください。

所得税の控除

住民税の控除

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/zeikin/shikenmin/choseikojo.html>



松江税務署 ☎0852-21-7711
税務課(安来庁舎) ☎23-3040

軽自動車税の減免

なお普通自動車については、管轄する県税事務所(自動車税担当)へお問い合わせください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/zeikin/keijidosha/genmen.html>



税務課(安来庁舎) ☎23-3040



交通機関の割引

有料道路の通行料金割引

NHK受信料減免

携帯電話料金の割引

その他、文化・スポーツ・観光施設などでの 入場料等割引

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/waribiki.html>



取扱事業所までご連絡ください。

障がい福祉サービス

自立支援給付事業

自宅や施設において介護支援を受けたい場合や、就労・生活の訓練を行いたい場合に利用できるサービスです。サービスを利用するためには、支給の申請を行う必要がありますので、まずはご相談ください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/seikatsu-shien.html>



福祉課(健康福祉センター) ☎23-3216

地域生活支援事業

障がい者を総合的に支援するため、自治体独自の事業を構築、提供を行うサービスです。サービスを利用するためには、支給の申請を行う必要がありますので、まずはご相談ください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/seikatsu-shien.html>



福祉課(健康福祉センター) ☎23-3216

障がい者の相談支援

サービス等利用計画作成

日常生活の中の困りごと

生活相談

障がい者福祉サービスは利用される方が自分でサービスや事業所を選ぶ制度となっています。申請前の相談や申請をする時の支援、サービス等利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整を行う安来市の「指定特定相談支援事業者」をご利用ください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/sodan-shien.html>



取扱事業所までご連絡ください。

高齢者福祉

緊急通報電話設置事業

固定電話の回線を利用し通信できる装置を貸与するサービスです。緊急時に装置のボタンを押すと市が依頼する警備会社に連絡が入り、通話することができます。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/koreisha/kinkyu-tsuho.html>



福祉課(健康福祉センター) ☎23-3224

高齢者外出支援事業

生計を一にする世帯が市県民税非課税世帯の65歳以上の在宅高齢者で、寝たきりか車椅子等の福祉用具を使用しなければ外出が困難な方を支援するサービスです。介護タクシーの利用を1か月につき往復2回まで市が負担します。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/koreisha/gaishutsu-shien.html>



福祉課(健康福祉センター) ☎23-3224

障がい者(児)福祉、ひとり親福祉

障害基礎年金

20歳以上で一定基準以上の障がいがある方に支給されます。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/zeikin/nenkin/uke.html>



国民年金加入者／保険年金課(安来庁舎)
☎23-3086

福祉医療

障がいのある方やひとり親家庭を対象に、福祉医療証を交付します。医療機関・薬局等で提示されると本人負担額が医療費の1割となります。対象者となる方及び1ヶ月・1医療機関あたりの本人負担額はホームページでご確認ください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/fukushiiryoy/02.html>



保険年金課(安来庁舎) ☎23-3084



保健予防事業

健康手帳の発行

40歳以上で希望する方に、健康診査やがん検診の結果、血圧や体重の経過など必要事項を記録し、日々の健康管理に役立てていただくため、健康手帳を発行しています。

健康教育

運動に関すること、食に関すること、健康づくりや病気の予防に関すること、歯や口に関することについて、健康教室を開催します。また、各地区の交流センターや職場等に保健師、管理栄養士、歯科衛生士などを派遣し、健康教室等を行います。ご相談ください。

お問い合わせ いきいき健康課(健康福祉センター) ☎23-3220

健康相談

○一般健康相談

受付時間: 毎週月～金曜日 8時30分～17時15分
※祝日・休日・年末年始を除く

○栄養相談(予約制)

栄養や健診結果の見方等について相談したい方、どなたでも利用できます。

お問い合わせ いきいき健康課(健康福祉センター)
☎23-3220

○エイズ相談と検査(予約制)

<即日検査>

検査日時

第2火曜日 9時～11時

第4木曜日 9時～11時

※相談は随時行っています。(月～金曜日 8時30分～17時)

お問い合わせ 松江保健所
☎0852-31-5051(直通)



○難病相談(予約制)

難病または難病と思われる病気の方の相談は、随時行っています。(月～金曜日 8時30分～17時15分)

お問い合わせ 松江保健所
☎0852-23-1315



○肝炎相談とウイルス検査(予約制)

<肝炎ウイルス検査>

検査日時

第2火曜日 9時～11時

第4木曜日 9時～11時

※結果は約1週間後にわかります。

※相談は随時行っています。(月～金曜日)

お問い合わせ 松江保健所
☎0852-23-1315



○心の健康相談(予約制)2～3回/月

※松江会場は毎月、安来会場は奇数月のみとなります。予約の際ご確認ください。

<精神科医師などによる相談>

心の相談(もの忘れ、アルコールなど)に応じます。

○アルコール相談(予約制)1回/月(松江会場)

<公認心理師・保健師による相談>

アルコール問題に関する困りごとの相談に応じます。

お問い合わせ 松江保健所
☎0852-23-1316



健康診査

次の健診(検診)についてはホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。または、担当課にお問合せください。

1. 特定健康診査(特定健診)

2. 後期高齢者健診

3. ミニドック(特定健診とがん検診がセットになった健診です。)

4. 脳健診

<詳細はホームページをご覧ください>

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/kenshin/>



お問い合わせ 保険年金課(安来庁舎) ☎23-3084
いきいき健康課(健康福祉センター) ☎23-3220

5. がん検診

<詳細はホームページをご覧ください>

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/kenshin/gan.html>



お問い合わせ いきいき健康課(健康福祉センター) ☎23-3220

6. B・C型肝炎ウイルス検診

<詳細はホームページをご覧ください>

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/kenshin/bc-kanen.html>



お問い合わせ いきいき健康課(健康福祉センター) ☎23-3220

高齢者の予防接種

①高齢者季節性インフルエンザ予防接種

②高齢者肺炎球菌予防接種

①②について接種対象、接種期間、接種できる医療機関、自己負担金等などの詳細はホームページまたはお問い合わせください。

<①について: 詳細はホームページをご覧ください>

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/yobosesshu/influenza-koreisha.html>



<②について: 詳細はホームページをご覧ください>

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/yobosesshu/haienkyukin-yobo.html>



お問い合わせ いきいき健康課(健康福祉センター) ☎23-3220



休日・夜間の急な発熱や病気の場合

- ・在宅当番医
かかりつけ医が不在などで相談できない場合は、安来市医師会により休日等に診療しています。(安来市ホームページ、市報とあわせて配布します市民カレンダーをご覧ください)
※診療時間は9時～12時、13時～17時です。
- ・小児の救急については、島根小児救急電話相談(#8000)サービスが利用できます。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/iryokikan/kyujitsushinryo.html>



いきいき健康課(健康福祉センター) ☎23-3220

市内医療機関一覧

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/iryokikan/iryokikan.html>



農地に関すること

農地の権利移動や転用(農地以外の用途に転換する場合)には、許可または届出が必要です。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/shigoto/noringyo/nougyouinkai/nochihoshinsei.html>



農業委員会事務局(伯太庁舎) ☎23-3360

安来市における農業の概要と特徴

安来市の農業の中心は水稲ですが、その他にも畜産、施設野菜、花き、果樹等の生産も盛んに行われています。

近年は、いちごや有機葉物野菜の生産拡大に力を入れています。

安来市新規就農パッケージ

安来市では新規就農を志すひとのために、「受入集落」、農業の指導者となる「師匠」、就農時の「農地」「機械・施設整備」の支援に加え、定住へ至る将来を考え「住居」までをパッケージとした、『就農・定住パッケージ』を用意して、就農を支援しています。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/shigoto/noringyo/shuno.html>



農林振興課(伯太庁舎) ☎23-3333

有害鳥獣防止対策

安来市では、鳥獣による農作物への被害防止施策を効果的に実施するため、「安来市鳥獣被害防止計画」を策定し、対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針に基づいて取組を行っています。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/shigoto/noringyo/chojuhigai.html>



農林振興課(伯太庁舎) ☎23-3332





小中学校

学校一覧

安来市の小中学校を紹介しています。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/gakkou/>



入学の通知

小学校へ入学予定の児童(6歳)の保護者へ入学通知書を発送します。

中学校に入学する生徒には、在学中の市立小学校を通じて入学通知をお渡しします。

記載事項に異動がある場合、また2月上旬までに通知書が届かない場合は学校教育課までご連絡ください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/gakkou/tetsuzuki.html>



転入・転出・転居

異動の手続きは、市民課、広瀬地域センター、伯太地域センターで行ってください。

■転入

転入の手続きを終えたのち、就学校指定通知書を受け取り、通知書に記載されている学校において就学の手続きをしてください。

■転出

転出の手続きを終えたのち、転出先の市区町村で就学の手続きをしてください。

■転居

転居の手続きを終えたのち、就学校指定通知書を受け取り、通知書に記載されている学校において就学の手続きをしてください。なお、校区内における転居の場合は、学校での手続きは必要ありません。

就学時健診

毎年、就学前の10月から11月にかけて実施します。事前に案内文書を送付いたします。



学校教育課(安来中央交流センター)

☎23-3180

就学援助

経済的理由によりお子さんの就学が困難だと認められるご家庭に対して、学校でかかる費用の一部を市が援助するものです。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/shugakuenjo.html>



学校教育課(安来中央交流センター)

☎23-3180

生涯学習活動事業

生涯学習活動事業は市民の身近な場所で行われる活動です。詳しくは各交流センターへお尋ねください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kouryu/>



地域振興課(安来庁舎) ☎23-3070

公共文化・スポーツ施設

安来市総合文化ホールアルテピア

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.artepia.jp/>



文化スポーツ振興課(安来庁舎) ☎23-3039

市内の公共スポーツ施設を紹介しています。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/bunka/sports/sport_institution/sports_facilities.html



文化スポーツ振興課(安来庁舎) ☎23-3075

図書館の紹介

市立図書館3館の紹介をしています。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/tosyo/>



文化財課(安来中央交流センター) ☎23-3185

博物館等の紹介

市内の博物館・美術館などの施設紹介

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://yasugi-kankou.com/see/>



文化財課(安来中央交流センター) ☎23-3185

史跡公園の紹介

月山富田城跡・古代出雲王陵の丘の紹介

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://yasugi-kankou.com/see/6223/>



<https://yasugi-kankou.com/see/679/>



文化財課(安来中央交流センター) ☎23-3185



住宅支援

安来市では市民の生命及び財産の保護を図るため、また、木造住宅の安全性の向上・既存ストックの質の向上・安全で安心なまちづくりを進めていくため、住宅の各種支援制度を設けています。

木造住宅耐震化等促進事業

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震化を図り、安全安心なまちづくりを推進するため、木造住宅耐震化等促進事業に要する費用の一部を助成します。事業の詳細につきましては、ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/sumai/shien-seido/mokuzo-taishinka.html>



建築住宅課建築指導係(伯太庁舎)

☎23-3325

老朽危険建築物等除却助成事業

居住環境及び安全性の向上を図り安全安心なまちづくりを推進するため、老朽化による倒壊等危険性のある不良住宅や空き家(除却後の跡地が10年以上地域活性化のための計画的利用に供されるもの)の除却費用の一部を助成します。

事業の詳細につきましては、ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/sumai/shien-seido/rokyu-jokyo.html>



建築住宅課建築指導係(伯太庁舎)

☎23-3325

空き家の適正管理について

少子高齢化や核家族化、過疎化などを背景として、空き家が増加しています。また、その空き家等の放置によって近隣の方々が不安を感じたり迷惑を受ける事例が増えています。

空き家の所有者には、防災・防犯・環境・景観などの面から、適正な管理が求められています。

1. 空き家にしない
ポイントは建物を誰にどう引継ぐか決めておくこと。
2. 適切な管理をしましょう
建物は定期的な点検と補修が必要です。
3. 空き家を活用しましょう
空き家は活用次第で地域の資源となります。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/sumai/others/akiya.html>



建築住宅課建築指導係(伯太庁舎)

☎23-3325

市営住宅

市営住宅は、市民生活の安定と社会福祉の増進そして定住促進に向けた施策の一環として、入居者のニーズや困窮度に応じられるよう対応した住宅です。登録制ですので、入居を希望される方は登録を申請してください。

入居資格について

市営住宅は、現に住宅に困窮している事が明らかな方のみ入居が可能です。例えば、持ち家のある方の入居や、公営住宅間の転居は原則できません。

その他、税金を完納していることや毎月の家賃を滞納なく納めることなど様々な入居要件があります。

また、市営住宅には用途に応じた住宅の種類(公営住宅・特定公共賃貸住宅・定住促進住宅)があり、それぞれに入居に必要な所得要件があります。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/sumai/shiei/shiei-nyukyo.html>



入居までの流れ

入居を希望される方は、「市営住宅入居登録書」を島根県住宅供給公社に提出してください。入居可能な空室が準備できしだい登録順に斡旋の連絡をします。

その後、入居を決められたら入居に関する手続きをしていただきます。

募集を行っている住戸

島根県住宅供給公社のホームページをご覧ください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<http://www.shimane-jkk.jp/>



お申込み・各種お問合せ

空き部屋に関することの照会や、登録お申込みの受け付けはこちらで行っています。

〒692-0404 安来市広瀬町広瀬703

島根県住宅供給公社

安来住宅管理事務所(広瀬庁舎内)

お問合せなど(0854)-32-9020



建築住宅課住宅管理係(伯太庁舎)

☎23-3315



ブロードバンド・インフラ整備事業

行政からの情報伝達、高速インターネットなど、情報通信に関するサービス利用について地域格差を解消し、行政からの情報を瞬時にお知らせする仕組みを平成23年度に整備しました。現在、ケーブルテレビや高速インターネットなど、便利で快適な情報通信サービスを山陰ケーブルビジョン株式会社により提供しています。

行政告知放送

安来市では各家庭に設置の行政告知端末を使って、防災情報等を含めた行政情報や各種イベントなどのお知らせを放送しています。

例えば

- 地震や大雨など防災に関する情報
- 行政情報や交流センターからの各種お知らせ
- 警察署などからの情報

行政告知端末は、乾電池(単3形4本)を入れておくことで、停電時でも放送を聴くことができます。

※行政告知端末の設置費用の一部をやすぎどじょこテレビを通して助成します。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/machizukuri/bb-infra/>



指定避難所などでの「どじょこWi-Fi」の利用

安来市が定める避難所である交流センターや小中学校、一部の観光施設などでは、スマートフォンやタブレットでインターネットが無料で利用できる公衆無線LAN「Wi-Fi」のアクセスポイントとなっています。

災害時は通信手段の確保、平常時は、市民や観光客に観光情報を提供することを目的としています。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/machizukuri/bb-infra/wifi.html>



ケーブルテレビ放送

光ケーブルを通し、地デジ・BSデジタル等のテレビ放送を家まで届けます。安来市向けの放送チャンネルもあり、交流センター行事や学校行事、市議会中継、行政情報、災害情報など、生活に欠かせない情報もテレビを通してご覧いただけます。また、全国のケーブル局で制作されたドキュメンタリー番組、バラエティ番組などをお届けしています。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/machizukuri/bb-infra/catv.html>



高速インターネット

最大通信速度が1Gbps(ベストエフォート)と、高速な光インターネット通信を全地区でご利用できます。

電話サービス

インターネット回線を利用した電話で、同系列及び相互に協定を結んでいる通信会社の同一サービス同士の通話料が無料(NTT等への通話は有料)の電話サービスです。



自治体DX推進室(安来庁舎) ☎23-3121

やすぎどじょこテレビ(山陰ケーブルビジョン(株))

☎22-5050

イエローバス情報

運行日

1月4日~12月31日(1月1日~3日は年始休業)

乗車料金

○全区間で200円(1路線1回乗車)です

○小学生は半額、小学生未満のお子さんは無料で乗車できます。

○安来=竹矢線を利用される方で、安来市・松江市をまたいで乗車される場合、200円の追加料金が必要です(半額対象の方は100円)

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/sumai/yellow-bus/ryokin.html>



定期券・回数券・一日乗車券の販売

定期券・回数券・1日乗車券の取扱場所につきましては、ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/sumai/yellow-bus/hanbaibasho.html>



地域振興課(安来庁舎) ☎23-3069

地域デマンド交通

宇波・比田地域にお住まいの方は、デマンドバスによる地域内無料送迎が利用できます。

前日までに電話予約をすれば、自宅⇄最寄りバス停の送迎を行います。

また交流センターでのイベント実施時には、自宅⇄交流センターへの送迎も行いますのでご利用ください。

比田地域では、地域内の買い物が出来る店への送迎も可能です。(有償)



宇波交流センター ☎36-0852

えーひだ交通運営協議会 ☎26-0205



広報やすぎ「どげなかね」

市の施策や行政情報、地域情報を掲載した広報紙を毎月20日に発行しています。各世帯には自治会を通じて配布します。

広報紙は次の場所にも置いています。ご自由にお取りください。

- ▶ 安来市役所各庁舎
- ▶ 安来・広瀬・伯太中央交流センター
- ▶ 観光交流プラザ(JR安来駅隣接)

声の広報やすぎ

目の不自由な皆さんや、ご高齢により読むことが難しくなった皆さんなどを対象に、広報やすぎ「どげなかね」と「議会だより」を朗読した音声CD「声の広報」を制作し、希望者に配布しています。

広報やすぎ「どげなかね」は毎月、「議会だより」は年4回発行です。

スマホで広報紙をご覧になれます

スマートフォン専用アプリ「マチイロ」で広報やすぎを配信しています。

専用アプリケーションをダウンロードし、「お住まいの地域」を安来市に設定してください。

利用料は発生しません。ただし、アプリや情報のダウンロードなどにかかる通信料は利用者の負担になります。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/shisei/koho/kouhou/>



ホームページ・SNS

ホームページ

市の概要をはじめ生活に役立つ情報、イベント情報、防災情報などをお知らせします。一部の受付や申請・届出の様式のダウンロードもできます。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/index.html>



SNS

Twitter、Facebook、Instagramで季節の写真やイベント情報などを投稿しています。Instagramではふるさと納税返礼品の紹介や、特に若い世代を対象としたプロモーション動画で安来市の魅力を発信しています。

〈詳細は下記アドレスまたはQRコードからアクセスしてご覧ください〉

Twitter
<https://twitter.com/yasugicity>



Facebook
<https://www.facebook.com/yasugicity/>



Instagram
https://www.instagram.com/yasugi_official/



秘書広報課(安来庁舎) ☎23-3010

安来市動画チャンネル

外部動画サイト「YouTube」にて安来市の紹介を行っています。

Instagramと同様のプロモーション動画を投稿しています。

〈詳細は下記アドレスまたはQRコードからアクセスしてご覧ください〉

<https://youtube.com/channel/UCnqTl3aP6Jhdz7kcqBMMsQg>



秘書広報課(安来庁舎) ☎23-3010

市政見学会

皆さんの疑問にお答えし、市政への理解と関心を深めてもらうことを目的に、市の施設など現地で説明する市政見学会を行っています。希望する人は、参加人数、見学先、お名前、住所、日中に連絡がつく電話番号を明記の上、お申し込みください。

【注意】

- 参加人数が少人数の場合はご相談ください
- レクリエーション的な目的でのご利用はご遠慮ください

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/shisei/koho/kengaku/>



秘書広報課(安来庁舎) ☎23-3010

市政提案箱

皆さんが日頃感じている、市政に対するご提案・要望・意見をお寄せください。今後の市政運営の参考とさせていただきます。

設置場所

安来市役所各庁舎、各交流センター

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/shisei/koho/shisesiteian/>



秘書広報課(安来庁舎) ☎23-3010

市長と語ろう!まちづくり座談会

皆さんのご意見をお聞かせください。市長の目指すまちづくりの方向性や、主要事業などの説明もいたします。

自治会や各種団体などの単位で、希望日・会場・参加人数を添えて申し込みください。会場確保や司会進行は、申し込み団体でお願いします。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/shisei/mayors/zadankai.html>



秘書広報課(安来庁舎) ☎23-3010



情報公開制度・個人情報保護制度

情報公開制度は市の持っている様々な情報を知りたいときに、みなさんの請求に基づき情報を公開する制度です。

個人情報保護制度はプライバシーを保護するために必要な事項を定めるとともに、自己情報の開示、訂正及び利用の停止を請求できる制度です。対象、請求の方法等につきましては、ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/shisei/johokokai/kokaikojin/kokaikojinjohohogo.html>



総務課(安来庁舎) ☎23-3017

出前講座

出前講座は、業務内容の説明や、市の取組、市民の皆さんに知ってほしい情報等を、担当の職員が市民の皆さんの所へ出向いて講座を行います。内容はメニュー一覧の中からお選びください。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/shiminkatsudo/chiikizukuri/demaekoza-h29.html>



地域振興課(安来庁舎) ☎23-3067

通年議会

安来市議会では通年議会を実施しています。会期は毎年11月中に開催される開会会議で決定し、翌年の10月末までとなります。

会議の種類

- ①開会会議／定例会の招集により開会する会議(毎年11月中に開催)
- ②定例会議／12月、3月、6月、9月に定例的に再開する会議
- ③緊急会議／緊急に議案等の審議が必要な場合に再開する会議

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/gikai/gikainitsuite/yakuwari.html>



議会事務局(安来庁舎) ☎23-3125

議員定数及び任期

【議員定数】18人

【議員の任期】4年

(第6期 令和3年11月1日から令和7年10月31日まで)

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/gikai/gikainitsuite/giin/>



議会事務局(安来庁舎) ☎23-3125

請願・陳情の提出

【請願とは】

議会に対する請願は、市民の皆さんが議会を通じて自らの要求を政治に反映させるもので、憲法で保障されている権利の一つです。

請願は、地方自治法により議員の紹介によって請願書を提出しなければなりません。

【陳情とは】

請願に準ずるものとして適当と認めるときは、議会で審査します。陳情の場合には、紹介議員は必要ありません。

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/gikai/seigan/>



議会事務局(安来庁舎) ☎23-3125

